

令和5年7月11日(火)  
令和5年度 包括的相談支援構築市町会議

# 「地域共生社会」の実現に向けた 重層的支援体制整備事業の活用について

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
地域共生社会推進室 高久 樹

- 地域共生社会に必要な包括的支援体制の構築
- 重層的支援体制整備事業の活用ポイント  
～自治体の実践事例から学ぶ～
- 参考：重層的支援体制整備事業の各事業内容ほか

- 地域共生社会に必要な包括的支援体制の構築
- 重層的支援体制整備事業の活用ポイント  
～自治体の実践事例から学ぶ～
- 参考：重層的支援体制整備事業の各事業内容ほか

# 日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

## 日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

### 〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化  
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

### 〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

# 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



## 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

### ★「縦割り」という関係を超える

- ・ 制度の狭間の課題に対応
- ・ 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮、それぞれの分野が持つ専門性を、互いに活用する
- ・ 一機関、一個人の対応ではなく、関係機関・関係者のネットワークの中で対応するという発想へ

### ★「支え手」「受け手」という関係を超える

- ・ 一方向の関係性では、本人の持つ力を引き出す、という発想になりにくい
- ・ 一方向から双方向の関係性へ

### ★「世代や分野」を超える

- ・ 世代を問わない対応
- ・ 福祉分野とそれ以外の分野で一緒にできることを考える  
(例：保健・医療、労働、教育、住まい、地域創生、農業・漁業など多様)

# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)  
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 **「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる**
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ  
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 **社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出**  
**「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定**
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 **改正社会福祉法の施行**
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 **社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出**
- 6月 **改正社会福祉法の可決・成立**

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

# 地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

## 平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定**。（法第106条の3）
  - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
    - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
    - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
    - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定**。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

## 地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
  - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。  
<最終とりまとめで示された方向性>
  - 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う**。
    - I 断らない相談支援**      **II 参加支援**      **III 地域づくりに向けた支援**
- （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）  
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）      等

## 令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定



# 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(社会福祉法第106条の3)

(改正社会福祉法第106条の4)

## 地域共生社会の実現 (第4条第1項)

### 地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携  
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

### 包括的な支援体制の整備

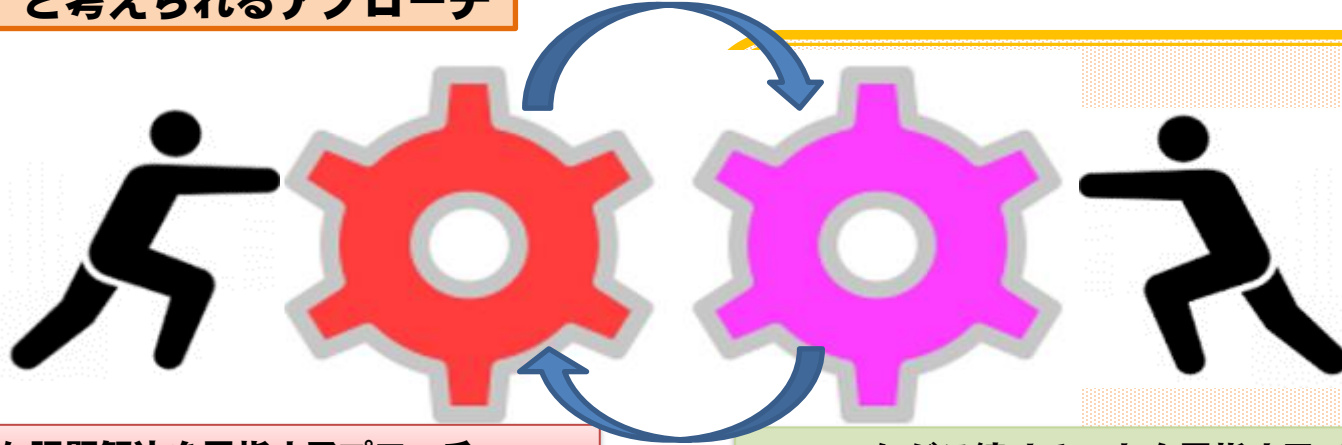
(第106条の3)

### 重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

# 対人支援において今後求められるアプローチ

## 支援の“両輪”と考えられるアプローチ



### 具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

### つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

### 共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

# 伴走型支援と地域住民の気かけ合う関係性によるセーフティネットの構築

- 伴走型支援を実践する上では、次に掲げる双方の視点を重視する必要がある。
  - ・ 「専門職が時間をかけてアセスメントを行い課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」(専門職による伴走型支援)と、
  - ・ 「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」

## 伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援  
(※)自律…個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



## 地域住民の気かけ合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、**地域住民の気かけ合う関係性**が生じ広がっている事例が見られる。

## セーフティネットの構築に当たっての視点

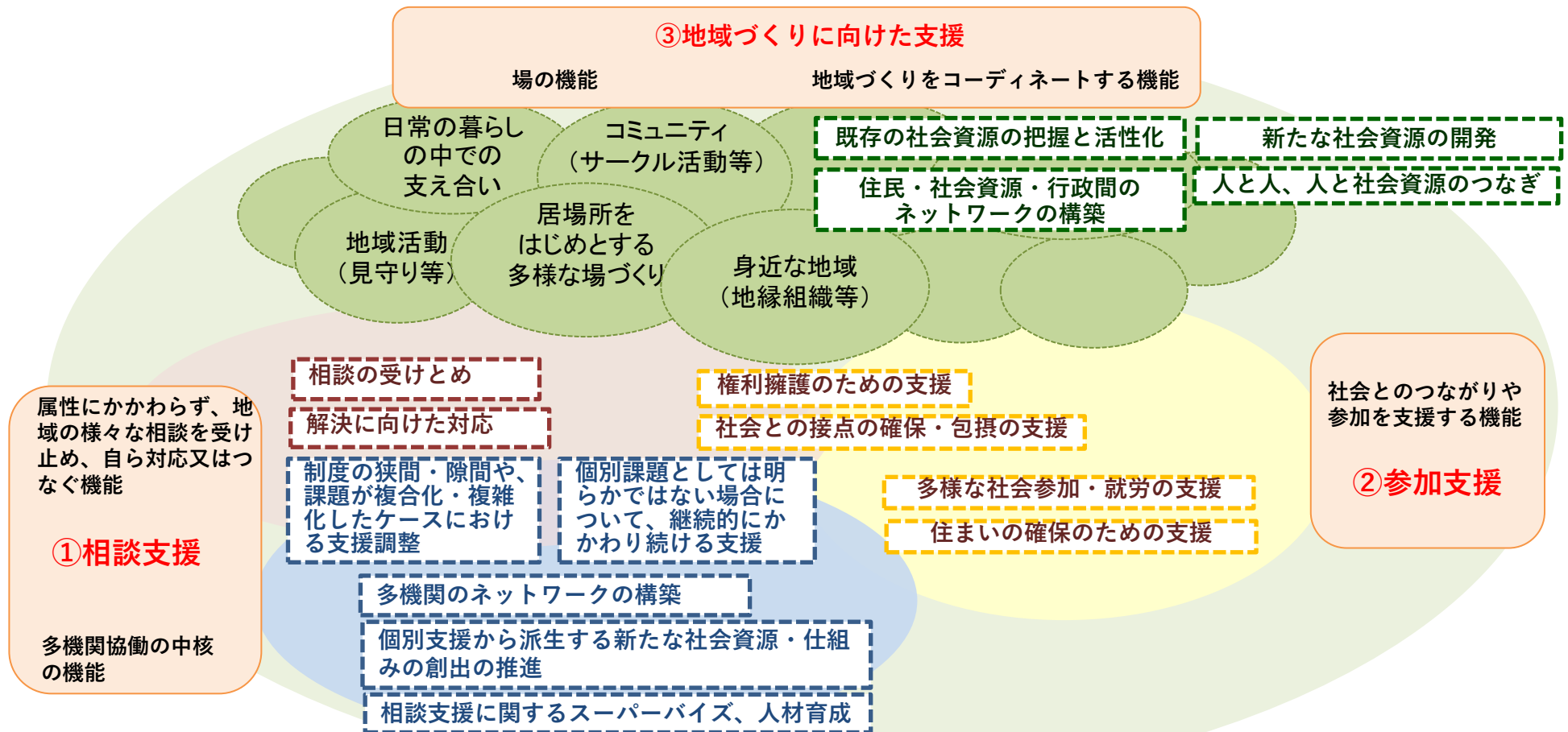
- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
  - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
  - ー専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

# 複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設

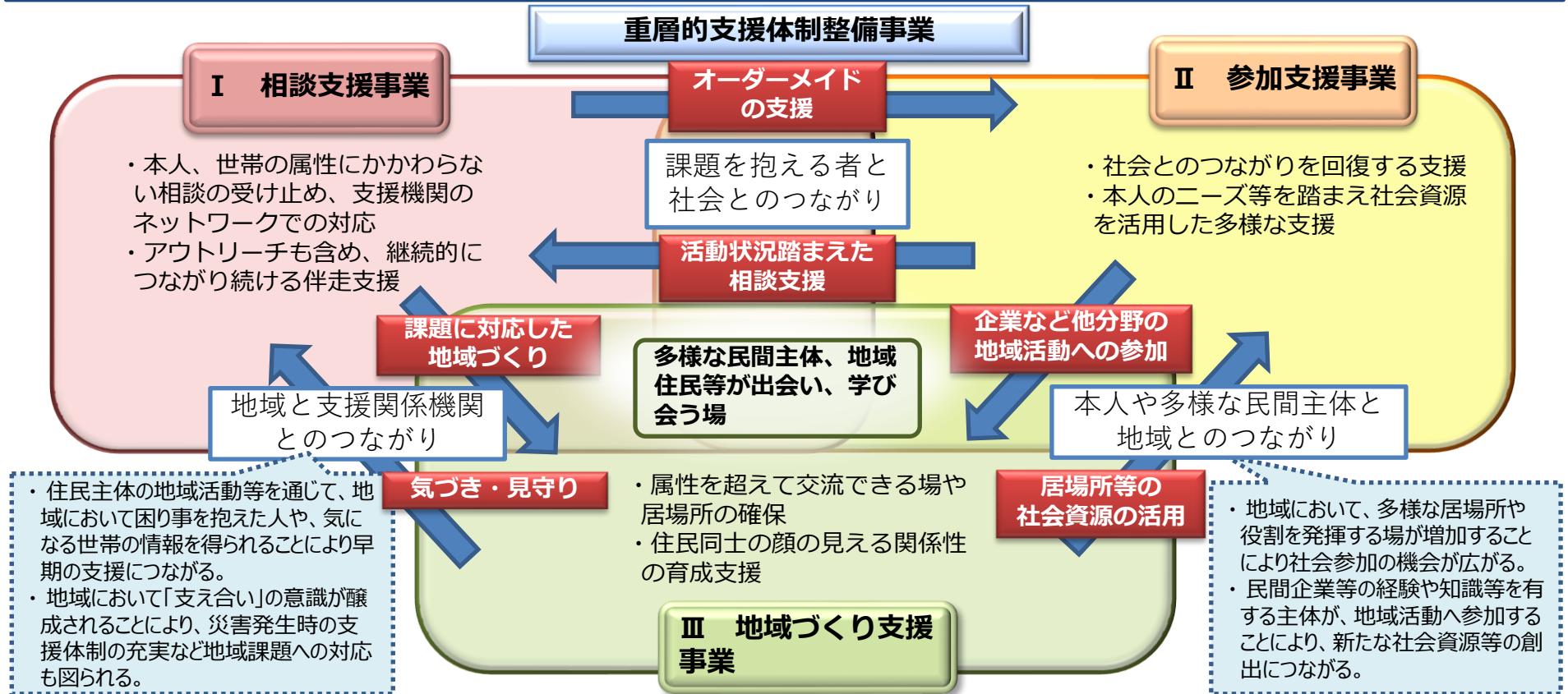
- ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
- ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
- ③地域づくりに向けた支援

◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む**早期**の支援、本人・世帯を**包括的**に受け止め支える支援、**本人を中心**とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした**継続的**な支援、地域とのつながりや**関係性づくり**を行う支援である。



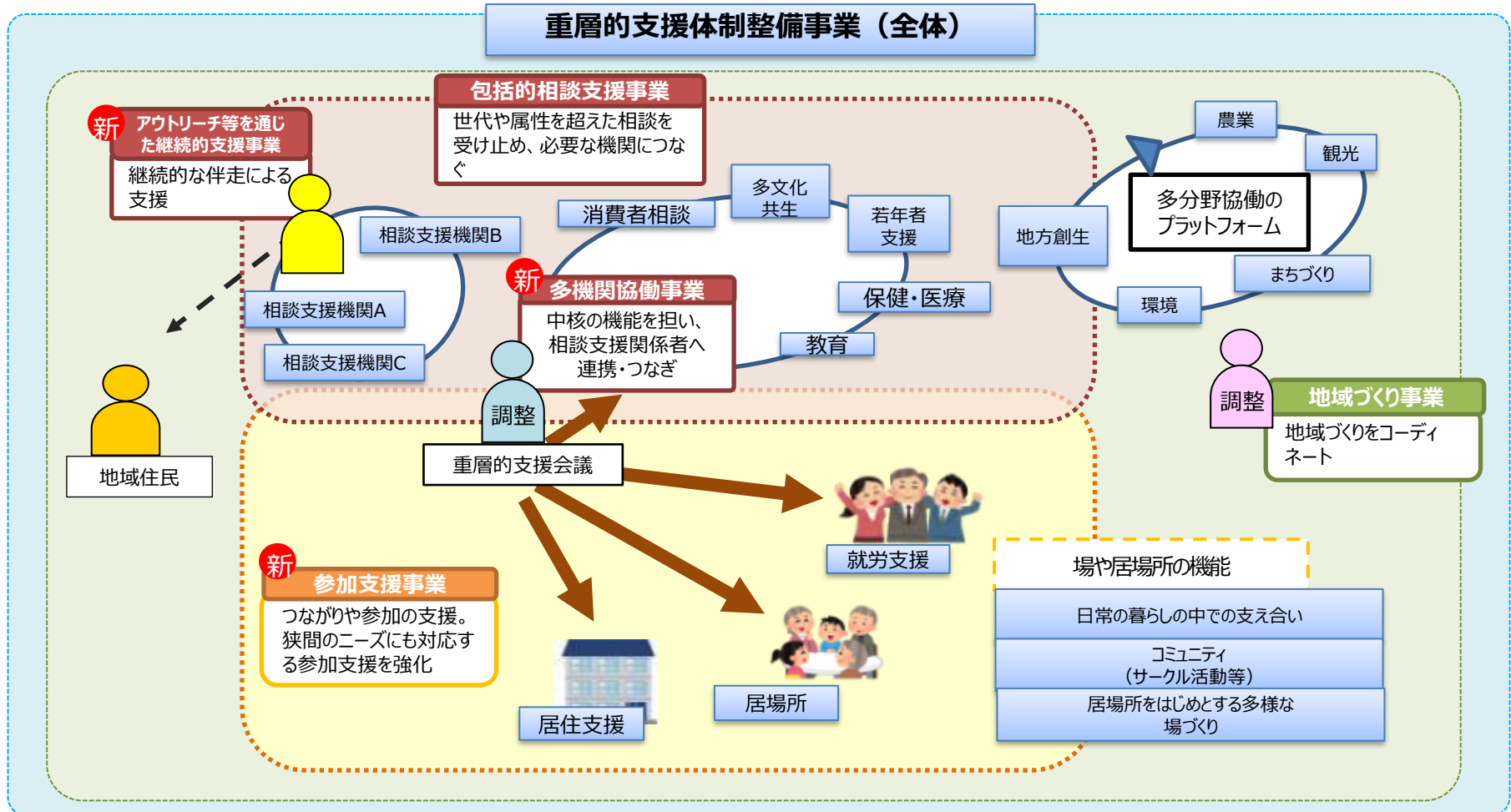
# 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の相互関係

- 「相談支援事業」、「参加支援事業」、「地域づくり支援事業」の3つの事業について、それぞれが連携し、一体的に実施されることで、以下のような効果が期待される。
  - 相談支援事業で浮かび上がったニーズについて、参加支援事業を通じてオーダーメイドの社会参加のメニューが実現する。また、参加支援事業の活動を通じて把握される本人の状況を踏まえた相談支援事業を行うなど支援の充実が図られる。（相談支援事業の充実・社会参加メニューの充実）
  - 地域づくり支援事業と参加支援事業の推進により、企業等も含めた多様な主体について地域活動への参加がすすみ、地域において多様な居場所や社会資源が開拓される（地域資源の開拓）
  - 地域づくり支援事業の推進により、地域で人と人との多様なつながりがつくられ、一人ひとりが社会参加できる地域になるとともに、地域住民の気づきが生まれやすくなり、課題を抱える個人が相談支援事業へ早期に繋がりがやすくなる。（地域の支え合い）
- 多様なつながりが生まれやすくする環境整備を進めるためには、行政、株式会社やNPO法人等の多様な民間主体、地域住民等が出会い、学びあうことができること（プラットフォーム機能）が効果的である。



# 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



# 重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

# 重層的支援体制整備事業交付金の算定・財政支援について

## 重層的支援体制整備事業交付金の創設

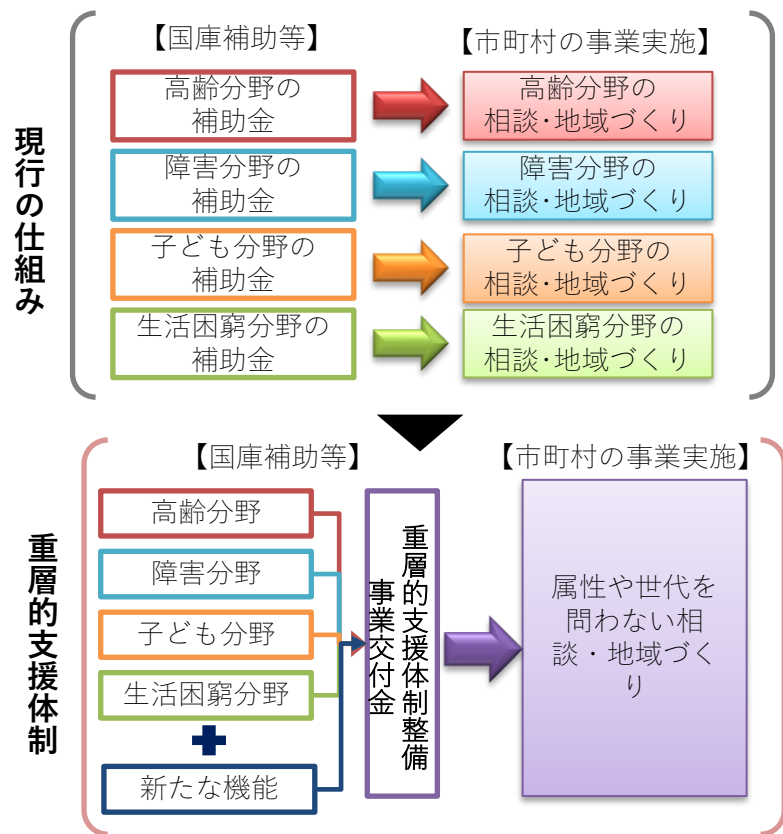
- これまで、属性を超えた相談窓口の設置等を行う際、各制度における国庫補助金等の目的外使用との指摘を避けるために事業実績に応じた経費按分が必要になるなど事務負担が課題となっていた。
- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、さまざまな課題を有する者の支援について、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」を創設する。

## 重層的支援体制整備事業交付金の算定

- ① 介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業（※）の補助金に
- ② 参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能に係る補助金を一括して交付する。

※ 相談支援：【介護】地域包括支援センター、【障害】障害者相談支援事業、【子ども】利用者支援事業、【困窮】自立相談支援事業  
地域づくり：【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（通いの場を想定）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

## 【重層的支援体制整備事業交付金イメージ図】



※ 既存事業分について、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様とする。



- 地域共生社会に必要な包括的支援体制の構築
- 重層的支援体制整備事業の活用ポイント  
～自治体の実践事例から学ぶ～
- 参考：重層的支援体制整備事業の各事業内容ほか

# 包括的な支援体制の構築に向けて

## 「重層的支援体制整備事業をどのように実施するか」から考えない

しっかりした行政職員ほど...

### 【PLAN】

- ・重層的支援体制整備事業という事業ができればいい。うちの市町村でも実施することを考えよう
- ・重層事業って何をしなきゃいけないのか、職員は何人ぐらい確保しなきゃいけないのか、何件ぐらい対応すれば認められるのか
- ・国の通知を見てみたり、説明会で話しを聞いてみたり...
- ・既に実施している自治体から、事業要綱や、委託契約書とかもらってみたり...
- ・色々、苦労して、事業の形を整える

### 【DO】

- ・関係機関等への事業説明を繰り返した上で、何とか了解を得て、事業開始。
- ・事業要綱や委託契約書に応じた事業実施

### 【check】

- ・とりあえず重層的支援会議を開催してみたけれど...

➡ 包括的な支援体制の構築に向けて、関係者で検討する場を設け、試行錯誤を含めたプロセスを繰り返すこと

# 重層的支援体制整備事業の理念

## 1. 重層的支援体制整備事業の意義

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

## 2. 重層的支援体制整備事業のめざす目標

### (1) 包摂的な地域社会を目指す

- ・事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会(「地域共生社会」)を目指す。
- ・事業の実施に当たっては、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄りそう社会づくりを進める。

### (2) 地域の将来を見据えた連携と協働

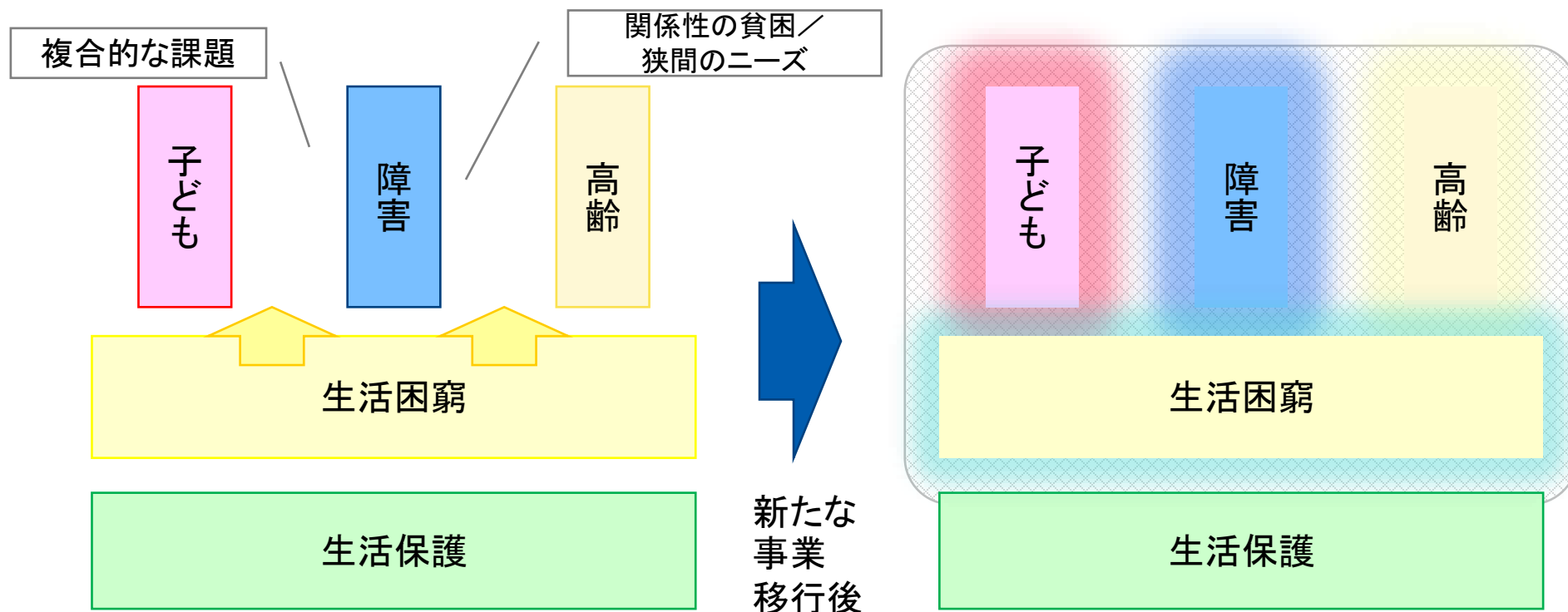
- ・共同体(家族・地域・職場など)機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。
- ・基盤の再構築に当たっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体や、まちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

## 3. 重層的支援体制整備事業の支援のかたち

- (1) 尊厳を守る支援...一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関わりをもつことができるよう、本人の尊厳を守っていく。
- (2) 自律に向けた支援...自らの生き方や社会とのつながり方を追求できるよう、本人の自律を支えていく。
- (3) 伴走による支援...本人に関わり合いながらエンパワーメントし、本人と周囲、地域との関係を広げていく。
- (4) 包括的な支援...複合化・複雑化した支援ニーズに対応するとともに、包摂的な地域社会を育むための地域づくりを進めることで、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく。
- (5) 地域づくりに向けた支援...地域住民の創意や主体性を源として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていく。

# 重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。  
※新しい「窓口」をつくるものではない
  - すべての住民を対象に
  - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
  - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
  - 各分野で定められた相談支援機関の機能を超えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



## 地域のアセスメントから体制整備を検討する

事例：北海道旭川市 ～既存の取り組みを活かす&課題を洗い出して体制整備へつなげる～

### 重層事業に取り組むにあたり検討したポイント

- 生活支援コーディネーターが**高齢分野に関わる活動しかできないことにやりづらさ**を感じている
- 複雑化・複合化した課題が我が町でどれくらい存在しているのか調査を実施。民生委員や地区社協への調査から、**複合的・制度の狭間の課題を抱える世帯を発見しても現状ではそうした課題に包括的に対応する機関がないため、その世帯に関する情報が公的機関に届けられていないケースが多数ある**ことが判明

「困った・もやもや」  
からはじめる

我が町における潜在的な  
複雑化・複合化したケー  
スの洗い出し

# なぜ“我がまち”で包括的な支援体制の構築が必要なのか考える 地域のアセスメントから体制整備を検討する

事例：滋賀県高島市 ～地域のアセスメントと組織の役割の整理～

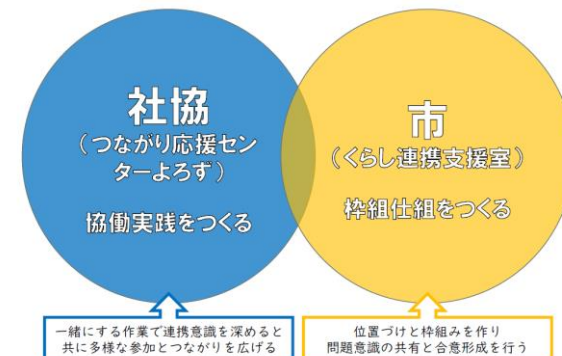
## 取り組みを年表に整理

「高島市地域生活つむぎあいプロジェクト」の展開と広がり年表（2014～2018）

年度	重層的、包括的な相談支援体制づくりにかかる施策動向	全体運営に関すること	庁内連携に関すること	関係機関連携に関すること	相談支援体制の強化に関すること	参加支援体制の強化に関すること	地域づくり支援の強化に関すること
以前							
H27	・生活困窮者自立支援法成立		・生活困窮者自立支援対策庁内連携会議の設置	・つながり応援センターよろず運営委員会設置	・生活困窮者自立支援機関「つながり応援センターよろず」開始		
2015	・厚生労働省「誰もが支えあう地域の構築に向けた福祉サービスの実現時代に対応した福祉の提供ビジョン」発表		・健康いきいき応援センターの廃止（健康推進課と地域包括支援課に業務集約）	・相談窓口職員連絡会スタート	・地域包括支援センターが基幹型に統合		・地域活動支援センター事業の実施（2か所） [H18.10～]
H28	・社会福祉法改正 → 社会福祉法人 制度改正	・地域包括支援体制構築に係る準備会議を設置（2回）【福祉部課長 ※事務局は、地域包括支援課】				・就労準備支援事業ホップ開設（虹の会）	・生活支援体制整備事業の開始（第1層協働体・Coの設置）
2016	・「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会」位置づけ ・厚労省内に「我がまち・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・「地域における住民主体の課題解決を強化 - 相談支援体制のあり方に関する検討会」（地域力強化検討会）設置						
H29	・地域包括ケアシステム強化法成立	・体制構築に係る準備会議（5回）【健福、子未未、部長】	・子ども未来部が創設（健康福祉部との2部体制に）		・利用非支援事業（子育て：基本型）の開始【結びと育ちの応援団】	・就労準備支援ホップから「じかふえ」誕生	・子育て支援センターの統合（6か所→4か所）
2017	・社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制に関する指針	・体制構築に係る準備会議（5回）【事務局を、地域包括支援課と社会福祉課との2部体制に】	・子ども未来部が創設（健康福祉部との2部体制に）		・体制構築にかかる作業部会を設置（8回）【2部内業務者】		
H30	・改正社会福祉法施行「包括的支援体制整備が位置づけられる」	・「地域生活つむぎあいプロジェクト」に名称が決定	・体制構築にかかる作業部会（6回）【2部内業務者】	・くらし連携会議（高島モデル）を開催（1回）	※民生委員を対象に「地域の相談支援体制に関するアンケート」を実施		
2018	・地域共生社会に基づくサービスの創設	・上記会議を、地域生活つむぎあいプロジェクト準備会議として開催（1回）	・民生委員を対象に「地域の相談支援体制に関するアンケート」を実施	・行政、関係機関、民生委員向け研修会（講師：藤井教授、永田教授）			

## 市と社協の役割と連携

高島市での官（市）と民（社協等）の役割と連携



- 既存の取り組みの整理と、市と社協の役割の整理を行う
- 複合多問題や制度の狭間の問題に対応できるよう多機関連携による総合相談支援体制の整備を進めること→**専門×専門**
- 困りごとの多様化や背景にある孤立に対応できるよう「地域の支え合い・活動」×「制度・サービス」とが豊かにあり包括的に支えられる体制づくりを進めること→**地域×専門**
- 社協と市それぞれの強みを活かした連携

## 自治体独自の重層の概念について考えるところから体制整備を検討する

事例：東京都狛江市 ～職員が理解しやすいように、担当課独自で重層事業を読み解いた～

### 重層事業に取り組むにあたり実施したこと

国の「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック」や「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル」を参考に実施計画案を策定したが、市の幹部からは**何が重層的なのか分からない**という指摘が…

⇒ そこで改めて「重層的」とは何かを話し合い、独自の概念を考えた。

重層的支援体制整備事業は、

① 支援

② つなぎ

③ 出会い

の3つの重層化を図ることにより、支援体制の整備を図る事業

- 国から示された資料等をそのまま鵜呑みにするのではなく、自分たちなりに解釈してわがまちのこととして体制整備に落とし込む。
- 独自に考えて、自らの言葉で表現した概念、方針に基づき体制整備を検討することで、より具体的にわがまちが必要とする包括的支援体制像がイメージしやすくなるとともに、他分野職員の理解もスムーズになった。

## 多機関協働の意義や目的を踏まえて運用を考える

- ・多機関協働事業や重層的支援会議を複雑化・複合化した課題を解決する担当部署とっていませんか？
- ・決めたルールや体制に相談ケースをあわせようとしていませんか？

複雑化・複合化した課題を解決できるスーパーマンや対応策は存在しないという前提の下で、**複数の支援関係機関が連携して支援にあたることの意義・メリット**から考えてみる。

【考えられる意義・メリット】

- ・所属している支援関係機関や専門性による支援の視点の違い
- ・視点の違いをもとにした幅をもった支援
- ・得意分野や相談者との関係性などそれぞれの長所を活かす
- ・単独の支援機関で抱え込まず、複数の支援関係機関が関わることでの負担軽減

個別ケース事例から、

- ① 連携した支援が必要な事案のイメージを共有する
- ② 支援機関の視点や専門性の違い、得意分野・不得意分野など、相手を知る（アセスメント）
- ③ チームとして連携した支援にあたるための工夫を考える（ルールづくりなど）
- ④ 上手くいかない点は見直す（ルールの見直し）

### 【連携体制の構築に向けたプロセス（例）】

- ・複雑化・複合化した相談に対応するための相談支援窓口を設けたが、これまで既存の相談支援機関で対応してきたケースも集まるようになったため、調整機能を中心とした体制に見直した。（坂井市）
- ・地域包括支援センターに調整役としてのエリアディレクターを配置したが、エリアディレクター任せになったため、各部署に担当エリアディレクターを配置した。（名張市）
- ・各相談支援事業の委託契約上に、複雑化・複合化した課題を抱える世帯への支援する業務について書き込んでもらうこととした。（玉村町）
- ・モデルケース、ケーススタディを重ねていながら、重層事業を実施する判断を行った。相談者の中から重層事業の対象とする検討を行う振り分け会議を設けることとした。（立川市）
- ・検討の場に個別ケースがあがってくることを優先し、幅広く個々の支援機関で対応に苦慮するケースは多機関協働につなげるようにしている。（岡崎市）
- ・モデル事業を通して、課題の整理と社会資源の開発等を行ったが、まずは庁内関係者や関係機関との調整を丁寧に時間をかけて行い、研修会、意見交換、共通ルールの作成を行った。（盛岡市）



# 多機関協働の意義や目的を踏まえて運用を考える ～広島県廿日市市～

事例：広島県廿日市市 ～より良い連携のための事例検討～

## 事例検討における工夫

- 廿日市市における重層事業の要“フィールドマネージャー”
- 各分野の係長級、約20名を選任。所属分野の課題に関する関係部署・機関との調整を役割としているため適任。
- フィールドマネージャーの判断により事例を挙げ、事例検討を実施する。その際、**他分野に視野を広げて支援方針を立てることを意識し**、自分の担当分野か否かにかかわらず**全員が参加、発言し検討する。**

## 事例検討の仕組み

↓参加者全員が、それぞれの視点で発言



↑ホワイトボードへの記録は2人で



※同意をとっていない段階での検討→個人情報なし



日本看護協会出版(平成26年3月)の「実践力アップ事例検討会」を参考

# 社会参加に向けた支援の必要性

～「地域共生社会推進検討会最終取りまとめ」より～

## 課題が複合化・複雑化してしまう背景

課題の複合化・複雑化の背景には、社会的孤立など関係性の貧困があり、それが本人の自己肯定感や自己有用感の低下につながっていることが多い。

## 多様な社会参加に向けた支援の必要性

自己肯定感や自己有用感を回復して生きる力を引き出すためには、**本人・世帯が、他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点をどのように確保するかが重要**である。

**多様な社会参加に向けた支援の機能を確保**することが求められている。

### 【多様な社会参加に向けた支援】

#### 既存制度の支援と連携

介護、障害、子ども、生活困窮など属性の特徴に対応した支援

#### 新たな参加支援の機能

単一の属性の支援では対応できない事例や、社会とのつながりの希薄化が長期化し、丁寧な支援が必要な場合など、個別性が高まった事例などに対し、既存の社会資源と狭間のニーズを持つ者との間を取りもつ支援

## 課題の複合化・複雑化の背景



## 自分に合った社会参加に向けた支援



## 生きる力の回復

# 多様な「参加支援」のあり方を考える

「参加支援事業」として、対象者や支援内容を先に考えていませんか？



参加支援のねらいは、「本人・世帯が、**他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点**をどのように確保するか」にある。

支援対象者も様々、活用が考えられる社会資源も様々であることから、本人中心にして、柔軟な対応ができる取組形態を考える

## ■ 参加支援の取組の方法や、検討の始め方も様々

- ・ 個々の対象者像をイメージしながら考える
- ・ 地域の社会資源、地域活動などから考える

## ■ 取組内容も複数あってもよい

## 参加支援の取組方法のタイプの例

- ① **個別支援型**：課題を抱える当事者の事例にあわせて、その課題を解決しうる地域資源につないだり作ったりする
- ② **場づくり型**：誰でも気軽に来られる居場所やコミュニティなどの「場」を用意して、その中で様々なイベント等を通じて当事者の役割づくり等を支援する
- ③ **地域支援型**：地域住民等が、当事者の課題解決のためのプロジェクトやコミュニティを企画・運営する（自治体や参加支援事業者は、プロジェクト等の運営に伴走）

(出所)

令和3年度社会福祉推進事業  
重層的支援体制整備事業の促進に向けた多様な分野と連携した参加支援の在り方に関する調査研究事業

『重層的支援体制整備事業「参加支援」推進のための手引き』

株式会社 Ridilover



<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/pdf/sankashientebiki.pdf>

## 宇検村の取り組み（令和3年度参加支援）

<意識しているポイント>  
 ・コミュニティナースの活動を参考  
 ・ふらっと地域を廻る  
 ・地域福祉活動の支援も応援する



<意識しているポイント>  
 ・『給付』や『申請によるサービス提供』ではない取組  
 ・日常に『福祉』の風景を。



<意識しているポイント>  
 ・楽しい！ワクワク！を大事に  
 ・他の分野、今までの枠組みを超える  
 ・福祉の関与が薄い若年世代をターゲット



①アウトリーチ着座師の配置  
 (参加につなげる)

②交流の拠点づくり  
 (参加の場をつくる)

③地域共生の村づくりプロジェクト  
 (参加の場を広げる)

アプローチの視点

ミクロ

メゾ

マクロ

### 【状況】

- かねてより血縁、地縁によるコミュニティによって地域の生活が成り立っていたものの、人口減少に伴い、既存のコミュニティでは支え合いが困難になりつつある
- 複雑化した課題の解決を抱え、孤立の状況も悪化するという悪循環が見られた
- アウトリーチと拠点づくり、コミュニティデザインによって、つながりづくり・つながり直しに取り組む  
→予防と共生の視点
- 地域の「居場所」を通して、地域づくりに取り組んでいる

## その他、起こっていること

- ・お食事デイ
- ・島の小学生と内地の大学生とのオンライン交流会
- ・健幸麻雀クラブ
- ・ものづくりワークショップ などなど



ふらっと立ち寄れる場所が地域にあることの意味

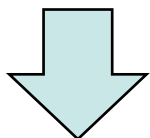
### <大切にしていること>

- ① 目の前にいる『その人』を知る
- ② 自分たち自身がつながることから始める
- ③ 自分たちとのつながりを少しずつ多様なつながりへと広げていく

# 多様な「参加支援」のあり方を考える

# ～宮崎県三股町～

みんなで考えよう！  
**社会問題  
 井戸端会議**  
 シャカイモンダイイドバダカイギ



community  
 DESIGN LAB.

### 【状況】

- 「コミュニティデザインラボ」（コンセプトは、自分たちのまちを、自分たちで楽しく）が地域の拠点。考える場、魅せる場、出会う場として機能
- 2025年までに200の活動、2025人の地域活動者を生み出す
- みんなでアイデアを出し合い、地域で解決していく

# 「アウトリーチ」の概念を広げてみる

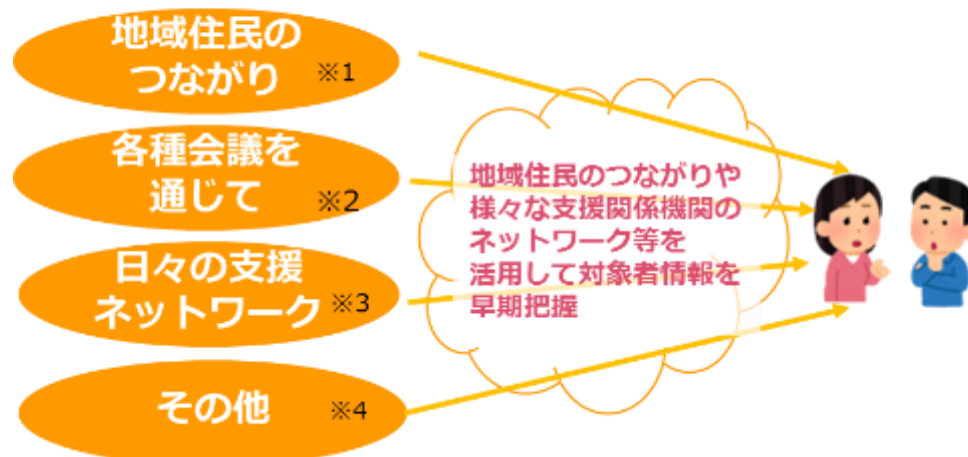
「アウトリーチ」というと、『ひきこもりの方などの自宅に訪問して相談支援を行うこと』だけと思っ  
ていませんか？



**潜在的な相談者**（SOSと言いつらい人、自分  
自身で抱えている課題に気づいていない人、相談  
を忌避している人など）を、**発見し、つなが  
るための機会全般**として捉えてみる

- どのような入口が考えられるか把握する  
（住民と接する場、住民の情報が集まっている場）
  - 多様に存在する入口において、どのように発  
見し、どう相談支援機関につなげられるか検  
討する。
- （入口において様子が気づくための取組、困っていそ  
うな情報がつながるための工夫など）

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に  
つながる**入口は多様**に存在



（例）

- ※1 通いの場や交流拠点での住民同士の対話
- ※2 各種会議（地域ケア個別会議、要保護児童対策協議会、自立支援協議会、支援調整会議、支援会議等）の情報
- ※3 支援にあたり日頃連携している専門職、民生委員、福祉関係の事業所、医療機関、保健所等からの情報提供、  
福祉以外の分野（水道、電気、ガスなどのライフライン関係従事者、新聞配達員、まちづくり関係職員等）からの情報提供
- ※4 全戸訪問、ICTを活用した安否確認、アンケート配布、SNSを活用した相談受付等による情報収集

## アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施状況

### ◆町内5法人に事業委託

#### <複数法人への委託のメリット>

- 各法人が持っている地域とのつながりや強みを活かし潜在的ニーズの把握や支援が可能
- 複数の立場や経験・視点を活かした支援策の検討が可能
- 福祉関係法人・町との連携強化
- 地域課題を共有し、町内関係機関全体で目標に向かって取組みを進めることができる



#### 【包括的支援会議】

委託事業所+必要な機関が参加

- 支援方針やアプローチ方法の決定
- 支援の実施状況の評価
- 支援の進捗管理、調整
- 既存サービスや資源の情報共有
- ひきこもり等の支援についての学び

【出所】令和3年度 重層的支援体制整備事業人材養成研修

北栄町の資料をもとに厚生労働省作成

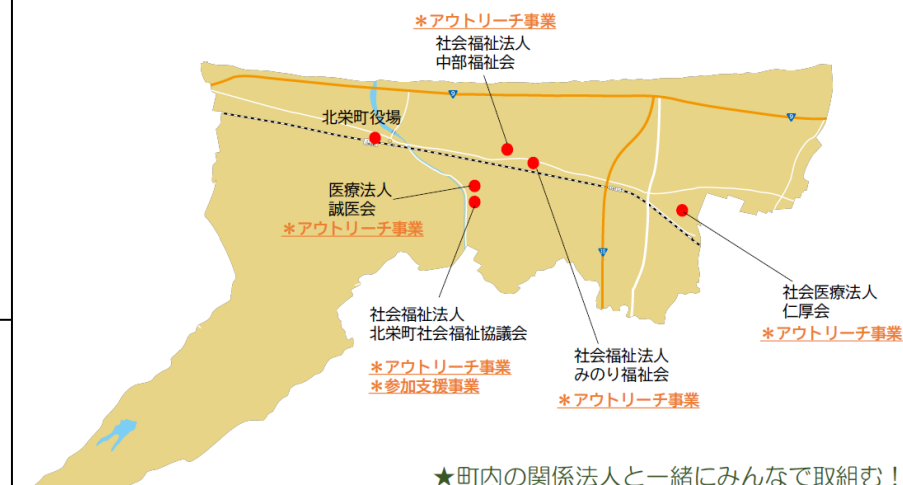
#### 【課題感】

- 個別支援の課題：制度の枠組みの中で、対応が不十分な課題がある
  - 地域の課題：移動や買い物、ゴミ出しなどの生活課題。障害や認知症などの理解、地域の助け合いの意識の醸成。気づいたときに相談につながりやすい環境づくりなど
- 【関係機関の連携体制の強化】
- 町内の支援関係機関の強みを活かした体制づくり
  - 世帯訪問調査をモデル的に実施

## 関係機関等の連携体制の強化

### ◆関係機関の連携体制の強化

○アウトリーチ事業や参加支援事業での町内の関係法人との連携体制



★町内の関係法人と一緒にみんなで取組む！



【状況】

- こども宅食みまたん便（みまたどうぞ便）：気軽に利用してほしいをモットーに、「たくさんあるからどうぞ」と。関わりの中から見えてきた課題は、社会福祉協議会が対応
- NEXUS COFFEE TIME PROJECT:認知症介護世帯等に、毎月1枚のコーヒーチケットを。緩やかな関係づくりによる、つながる時間を大切にした支援で、新たな課題が発見されることも。



■ 重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を行う移行準備事業や重層的支援体制整備事業について

実施を検討している／実施している全ての自治体ご担当者の皆様へ

重層的支援体制整備事業の運用開始から3年目を迎え、実施自治体が増加するなかで…

- いま一度、立ち止まって考えたり、これまでの道のりを振り返る
- ① 改めて、今のわがまちに必要な包括的支援体制とは何か
  - ② なぜ重層的支援体制整備事業を実施する必要がある／あったのか
  - ③ いま、実施している取組、すでに整備した体制に見直すべき点はないか
  - ④ ①～③について、関係者間で十分に共有できているか

- ➡
- ・ いま「やっていること」、「できていること」を持ちより
  - ・ それらを広げたり、重ねたり、かけ合わせたり、できることを皆で考えていく
  - ・ そのやり方に正解はないし、完璧な完成形というものもない

- 地域共生社会に必要な包括的支援体制の構築
- 重層的支援体制整備事業の活用ポイント  
～自治体の実践事例から学ぶ～
- 参考：重層的支援体制整備事業の各事業内容ほか

# 多機関協働事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

## 多機関協働事業の目的

### ○ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

### ○ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。

### ○ 支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

## 多機関協働事業の基本的な役割

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

## 多機関協働事業の事業内容(概略)

包括的相談支援事業者などからのつなぎ

相談受付

- 複合化、複雑化したニーズを有する等、支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付け、支援を行う。
- 原則として本人に相談受付申込票を記入してもらい申込(本人同意)を得る。

アセスメント

包括的支援事業者等に必要な情報収集を依頼し、収集した情報をもとにインタビュー・アセスメントシートにまとめる

※

プラン作成

アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や、支援の目標・方向性を整理したプランを作成する。

※

支援の実施

プランに基づき、支援関係機関がチーム一体となって必要な支援を行う。

※

終結

本人や世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援機関の役割分担の合意形成ができた段階で、一旦、多機関協働事業者の関わりは終結する。  
(終結後に支援の主担当を設定し、伴走支援する体制を確保)

※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。

# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

## アウトリーチ等事業の目的

- **支援が届いていない人に支援を届ける**  
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**  
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**  
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

## アウトリーチ等事業の基本的考え方

- ・ 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
- ・ 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

## アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容(概略)

支援関係機関  
や地域住民等  
を通じた情報  
収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成

関係性構築に  
向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。

家庭訪問や  
同行支援

本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることに困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結

# アウトリーチ等継続支援事業の対象者の考え方

## 他分野のアウトリーチ機能との協働

- 介護・障害・子育て・生活困窮分野で取り組まれている他のアウトリーチと協働・役割分担(※)をしつつ、重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは特定の分野を持たず、**すべての住民を対象とする**。

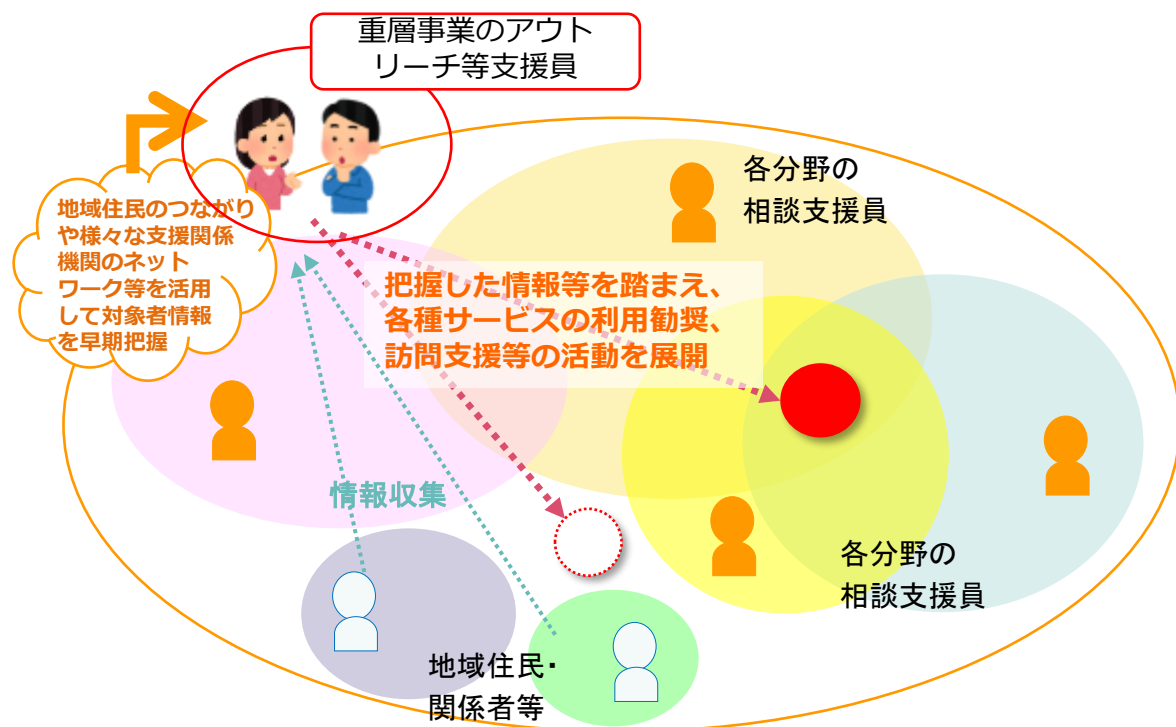
### ※ 役割分担の例

#### <アウトリーチ等事業が対応する場合>

- ・ 複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野が単独でアプローチすることが困難な事例
- ・ これまで各分野の支援機関でも支援対象者として把握されていないなど、いずれの分野の相談支援機関が対応することが適切か判然としない場合  
など

#### <既存の各分野の支援機関が対応する場合>

- ・ 本人の属性等や事前の情報収集により、本人が抱える支援ニーズがある程度把握されており、各分野の支援機関がアプローチすることが適切な場合
- ・ これまでに各分野の支援機関で支援対象となっていたことがあるなど、本人との信頼関係の構築に向けて、各分野の支援機関がアプローチする方が適切な場合



● 複雑化・複合化した課題を有し、特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯

○ 支援が届いていない者・世帯

● 相談支援・アウトリーチに取り組む各分野の相談支援機関の支援員等

○ 居場所や交流拠点の地域住民や地域づくり事業のコーディネーター

# アウトリーチ等継続支援事業における対象者の把握方法

## 潜在的な相談者の発見に向けて

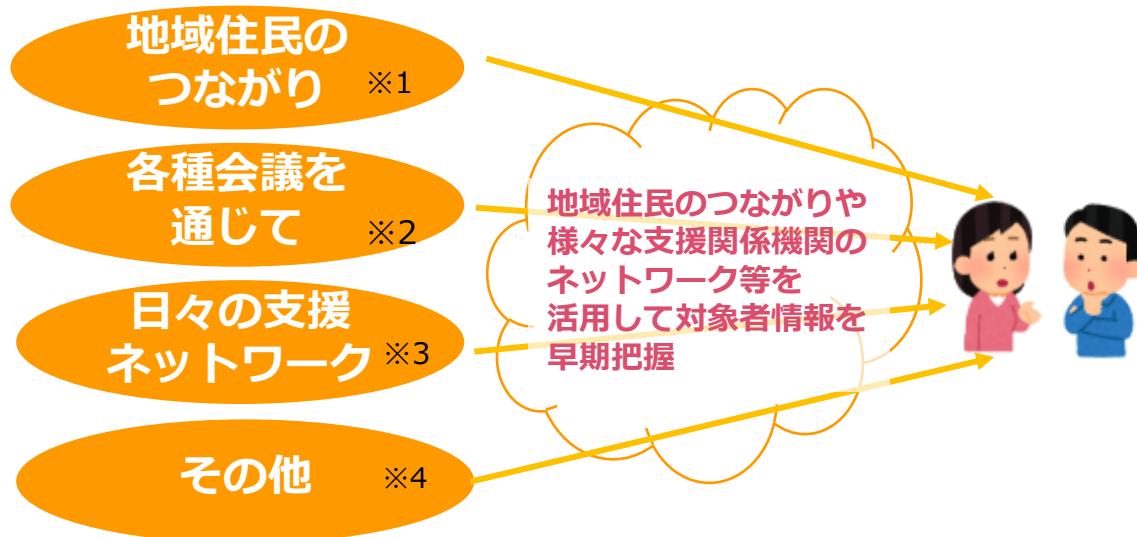
- 問題が深刻になる原因として、本人や世帯が問題に気づいていない、または、どうすればいいか分からずに問題が放置されている場合が考えられる。

また、既存の相談窓口を知らなかったり、思いつかない場合、相談に行くことに心理的な抵抗感がある場合などもあり、相談に来るのを待つスタンスでは時間の経過とともに問題が深刻化してしまう恐れがある。

- 支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていくためには、地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に対象となり得る者の情報を収集することが必要。

- アウトリーチ等を展開する上で必要な情報提供を受けるためには、地域住民が集まる居場所等をまわるなど、日頃からの地域の様々な関係者と良好な関係性を構築しておくとともに、情報提供の手段等を取り決めておくことが必要。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる入口は多様に存在



(例)

- ※1 通いの場や交流拠点での住民同士の対話
- ※2 各種会議（地域ケア個別会議、要保護児童対策協議会、自立支援協議会、支援調整会議、支援会議等）の情報
- ※3 支援にあたり日頃連携している専門職、民生委員、福祉関係の事業所、医療機関、保健所等からの情報提供、  
福祉以外の分野（水道、電気、ガスなどのライフライン関係従事者、新聞配達員、まちづくり関係職員等）からの情報提供
- ※4 全戸訪問、ICTを活用した安否確認、アンケート配布、SNSを活用した相談受付等による情報収集

# 参加支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第3号)

## 参加支援事業の目的

### ○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援(※)では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

### ○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

### ○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

## 参加支援事業の支援内容(概略)

相談受付・  
プラン作成

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成

資源開発・  
マッチング

- ・本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。
- ・支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。
- ・マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。

定着支援・  
フォローアップ

- ・本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- ・受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。

終結

社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。

※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。

# 参加支援事業の対象者像・活用する社会資源の例

## 参加支援事業の支援対象者

既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

### 【具体例】

- ・ 8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・ 障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者
- ・ 精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・ 親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者 など

(注) 上記については、あくまでも例であることに留意

## 参加支援事業で活用する社会資源

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源についても、

- ・ 既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所
- ・ 地域の企業や商店、農家等
- ・ 地域における居場所、住民活動の場
- ・ その他ニーズに応じて新たに開発するものなど、多様な社会資源が想定される。

### 【地域資源の活用例】

- ・ 生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉サービスにおける就労継続支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・ 商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・ 社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・ 住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する



# 参加支援の実施に際し、社会福祉施設や福祉サービス事業所を活用する場合の取扱い

## これまでの課題

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所において、指定等を受けた事業（本来事業）の対象者以外の者の受け入れについては、以下の懸念により進んでこなかった。
  - ・ 本来事業の指定基準等に違反しないか
  - ・ 施設整備について補助金等が交付されている場合、施設の目的外使用にならないか



## 参加支援に活用を図るための整理

- 社会福祉施設や福祉サービス事業所の**本来事業の事業実施に支障が生じない範囲であれば、参加支援の対象となる者の受入が可能**であることを明確にし、**本来事業の実施に支障が生じない範囲の考え方を整理**
- 施設整備について補助金等が交付されている場合について、**補助金等の目的外使用にあたらぬ範囲（財産処分の手続が不要な範囲）等を整理**

## 本来の事業実施に支障が生じない範囲（概要）

- 本来事業の利用者数と参加支援の利用者数の合計が事業所等の定員の範囲内であること。
- 利用については本来事業の利用者を優先し、参加支援の利用は、事業所等の余力の範囲で行うこと。
- 当該事業所の職員が参加支援利用者の支援にもあたる場合は、利用者合計数に応じた人員配置が行われていること。
  - ※ 本来事業の専任職員について、運営基準上、利用者の支援に支障が無い範囲で兼務が認められている場合は、参加支援利用者の支援にもあたる事が可能。

## 財産処分手続が不要な範囲（概要）

- 本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的な使用
  - ・ 本来事業の**営業時間外や休日**で一時的に使用する場合
  - ・ 本来事業の**空き定員等を活用**して、本来事業の実施に支障が生じない範囲で一時的に使用する場合
    - ※ 一時的な使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合をいう。
- (注) 本来の事業を廃止したり、事業規模を縮小して他用途に使用する場合には財産処分手続が必要

# 地域の社会資源を活用した参加支援の取組例

## 支援例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動ができるように支援

- ・本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援。

## 支援例② ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらう。

- ・重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かせないかとの提案あり。
- ・本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用する機会が無いか相談。
- ・事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。
- ・挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

## 支援例③ 集団での活動等が苦手な高齢者について、小学生の登下校時の交通安全活動を依頼。

- ・地域包括支援センターから、介護予防教室などの集まりが苦手で閉じこもりがちな高齢者の対応について、個別の活動の場などが考えられないかとの提案あり。
- ・小学校や交通安全ボランティアと調整し、本人には登下校時の交通安全活動への参加を提案
- ・他の交通安全ボランティアには、本人の活動状況の見守り等を依頼

## 支援例④ 精神疾患の親と不登校気味の子のひとり親世帯の子どもを地域の子ども食堂のスタッフとして活動できるよう支援。

- ・精神疾患の母親の世話や家事などの負担から不登校気味となっていた子どもについて、地域で子ども食堂を開催している団体と協議の上、子ども食堂のスタッフとして参加してもらうこととした。
- ・母親も食事をするために来てもらうようにして、子ども食堂のスタッフには、声かけや見守りを依頼。
- ・子ども食堂に通ううちに周りのスタッフとも話しができるようになっている。

# 既存の社会福祉施設・福祉サービス事業所を活用した参加支援の取組例

## 支援例① 親が他界し単身での生活が困難な者について養護老人ホームの空き室を活用して一時的な住まい確保を支援。

- ・いわゆる8050世帯であったが、老親が他界し、ひきこもり状態であった50代男性が単身で生活することになったが、一人で食事の準備等を行うことが困難であり、生活上の支援が必要となった。
- ・近隣で受入可能な施設を探したところ、養護老人ホームに空きがあったことから、高齢者福祉担当及び養護老人ホームと調整の上で、一時的な住まいとして活用。養護老人ホームには居室と食事の提供を依頼。
- ・参加支援事業者が施設を訪問し、本人との面談を行った上で、退所に向けた相談支援を実施。

## 支援例② 孤立している子育て世帯の支援のため、保育所の空きスペースを活用してつながりを作る場を設ける。

- ・周りに相談できる知人等がおらず子育てに悩んでいるとの相談が子育て世帯から多く寄せられていることから、子育て世帯が身近で気軽に集まれる場の必要性が課題となっていた。
- ・地域において子育て支援活動を行っている団体や保育所を調整し、夜間や休日等で生じる空きスペースを活用して、子育て世帯同士のつながりづくりや、支援団体のスタッフへの相談ができる会を開催することとした。

## 支援例③ 就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない者への就労支援を実施。

- ・障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないが、人とのコミュニケーションが苦手な就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すこととした。
- ・本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコン等の作業を実施している就労継続支援B型事業所に協力を依頼。
- ・就労継続支援B型事業所の空き定員の範囲で同時に作業等を実施することとし、就労継続支援B型事業所には声かけと見守りを依頼
- ・参加支援事業者が定期的に就労継続支援B型事業所を訪問し、本人の相談支援に応じ、段階的な就労などに向けた支援を実施

# 地域づくりに向けた取組① – 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 –

## 基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティネットの充実を図っていく必要がある。
  - 既存制度に基づく拠点を包含する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。
- （※）包括化の対象事業……【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
- 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズや市町村全体の資源等の把握等を行い、地域住民や支援関係機関等の関係者で議論する場を設けることが重要。

## 支援の展開

### □ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営することも可能。
- ※ 個々の拠点内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長をもちつつ、多機能化する方法も考えられる。
- ・ 市町村全体で、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- ※ 市町村の中では、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点と、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することも考えられる。

### □ 新たな場の確保 ※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要

- ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。
- ・ 民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、既存の場が持つ役割を拡張するといった手法も考えられる。

### 基本的な考え方

#### 【コーディネーターに求められる役割】

- 地域住民の創意や主体性を支えつつ、**「人と人」、「人と資源」をつなぎ**、顔の見える関係性や気にかかけあう関係性が地域で生まれるよう促していく。
- 地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった**興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備**が図れるよう、これまではつながりの薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。
- 地域の中に多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

### 支援の展開

- 地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的な取組の展開を図る
  - ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、**対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくり**を支援していく。（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態があり得る）
  - ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正當に評価する機会（発表会や表彰式等）を持つことが相互理解を深め、有用感や継続性を高めることにつながる。
- 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市町村全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備する。特に、既存のコーディネート人材の活用も重要であるが、対象拡大等の業務負担を勘案した体制づくりが必要となる。
- 既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士（例 集落支援員、地域おこし協力隊）がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるという視点も重要である。

# 地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

## 取り組みの経過

- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

## 地域の変化

- ・ 一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出された。
- ・ 地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。

### 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点にボランティアとして参加するようになった



拠点で、高齢者や障害分野の情報についても耳にし、イベントなどを手伝う機会があり、様々な人々と触れ合う中で、地域の状況が気になり始めた…

地域における既存の拠点と連携しながら、誰もが参加できる地域の居場所づくりを開始



小学生になった子が気になる…

障害を持つ人への支援も手伝ってみよう…

子ども食堂  
小学生の居場所として、子ども食堂を実施

共助の基盤づくり事業



何か、私たちに出来ることはないかしら？

※活動を行うための場所については、内容や地域の実情により様々であり、空き時間等に、既存の拠点を場所として利活用することも考えられる。

# 地域づくりの展開イメージ（既存の仕組みや事業等を活かした取組）

福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

## 取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組がつながることで、福祉分野の地域づくりも発展。
  - ▶ 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村落支援員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再分配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティーネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたいと検討。地域おこし協力隊等の人材がつなぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもの様子を知った商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作って放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーペーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

## 地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これからの地域づくりの方向性を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持ったまちづくりの展開が期待できる。



### コーディネート機能を担う人材が異なる分野の取組（人や活動）をつなぐ

- ・ これまでにはつながっていなかった人や活動、仕組み等が出会うことにより、新たな視野がひろがる
- ・ つながりや視野が広がることにより、新たな活動が生まれやすくなる

自治会

社協

商工会

### 商店街で子どもの一日職業体験イベントを開催

- ・ 自治会・社協の協力を得て実施した住民アンケートを基に開催

呉服店に子どもの居場所

### 商店街の呉服店が、駄菓子販売とたまり場スペースを設置

- ・ 児童館など公的な遊び場とは異なる、子どもの“ちょっとした”居場所となる。

子育て支援フリーペーパー

### イベントでつながったママグループが、子育てに役立つ情報を発信

- ・ 母親たちの参加の場となる
- ・ 子育て支援事業者との共働につながる

まちにある空きスペースが地域活動の場になる

### 米屋の元倉庫を活用して、地域食堂、高齢者の通いの場が始まる

- ・ 高齢者の集まる場や子どもと大人がつながれる機会を作りたいという声上がる
- ・ 商工会の仲介から、米屋がかつて倉庫として使っていた空き家を安価な利用料で貸し出し、活動の拠点となる。

### 基本的な考え方

- 実施市町村においては、①多様な場・居場所づくりや、②地域活動等のコーディネートなど、地域づくりに向けたプロセスの活性化や発展のため、分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識。
- 様々な関係者が、互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学びあうことにより、それぞれの弱みを補いあうだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動を活性化することにつながる。
- こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められる。

### プラットフォームに求められる役割

#### □ フィールドワークによる地域の人と資源の確認

- 地域づくりは、地域に「ある」ものを活かす視点が不可欠
- 地域住民や活動している団体等とフラットな関係を気づく中で、地域の人や資源（人・場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要。
- 既に住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、活動内容と価値を共有し、学ぶ機会（例 住民を含む協議の場等）を設け、重要性・価値感を共有する。

※ 制度や事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動の形や問題意識を尊重することが重要

#### □ 様々な分野が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定

- 地域の多様な主体が情報交換、協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながる。
- 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備するためには、地域や暮らしを構成する幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能が求められる。



# 令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R4.11月時点）

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市		呉市
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市		三原市
	津別町		桶川市		坂井市		甲賀市		東広島市
	厚真町		ふじみ野市		甲州市		野洲市		廿日市市
	音更町		川島町		松本市		高島市		宇都市
	鹿追町		鳩山町		飯田市		米原市		長門市
	広尾町		船橋市		伊那市		竜王町		高松市
	幕別町		柏市		飯綱町		長岡京市		さぬき市
青森県	鯉ヶ沢町	市川市	岐阜県	京都府	豊中市	愛媛県	宇和島市		
岩手県	盛岡市	木更津市	関市	大阪府	高槻市	高知県	高知市		
	遠野市	松戸市	熱海市		枚方市		本山町		
	矢巾町	市原市	函南町		八尾市		中土佐町		
宮城県	岩泉町	香取市	岡崎市		東大阪市		黒潮町		
	仙台市	八王子市	豊田市		富田林市		久留米市		
秋田県	涌谷町	墨田区	半田市		高石市		大牟田市		
	能代市	大田区	春日井市		交野市		八女市		
	大館市	世田谷区	豊川市		大阪狭山市		糸島市		
	湯沢市	渋谷区	稲沢市		阪南市		岡垣町		
	由利本荘市	中野区	東海市		太子町		佐賀市		
山形県	大仙市	豊島区	大府市	姫路市	熊本県	大津町			
	山形市	立川市	知多市	尼崎市	益城町				
福島県	福島市	調布市	豊明市	明石市	大分県	中津市			
	須賀川市	国分寺市	長久手市	芦屋市		津久見市			
茨城県	土浦市	狛江市	東浦町	伊丹市		竹田市			
	古河市	西東京市	美浜町	加東市		杵築市			
	那珂市	鎌倉市	武豊町	奈良市		九重町			
	東海村	藤沢市	四日市市	三郷町	都城市				
栃木県	宇都宮市	小田原市	伊勢市	川上村	宮崎県	小林市			
	栃木市	茅ヶ崎市	松阪市	和歌山市		日向市			
	市貝町	逗子市	桑名市	鳥取市		三股町			
	野木町	秦野市	名張市	米子市	189自治体				
群馬県	太田市	富山市	亀山市	倉吉市					
	館林市	氷見市	鳥羽市	智頭町					
	みどり市	金沢市	いなべ市	北栄町					
	上野村	小松市	志摩市	松江市					
	みなかみ町	能美市	伊賀市	出雲市					
玉村町		御浜町	島根県	大田市					
						美郷町			
						吉賀町			

# 令和5年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施自治体

北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	山梨県	山梨市	大阪府	大阪市	徳島県	小松島市	大分県	大分市		
	黒松内町		川口市		南アルプス市		堺市		阿南市		別府市		
	京極町		行田市		中央市		貝塚市		上勝町		日田市		
	東川町		鴻巣市		長野市		河内長野市		北島町		佐伯市		
	斜里町		久喜市		岡谷市		箕面市		丸亀市		宇佐市		
	白老町		本本市		駒ヶ根市		熊取町		坂出市		豊後大野市		
	本別町		富士見市		小海町		千早赤阪村		綾川町		由布市		
厚岸町	吉川市	下諏訪町	西宮市	琴平町	国東市								
平内町	白岡市	富士見町	西脇市	伊予市	日出町								
青森県	今別町	千葉県	千葉市	長野県	原村	兵庫県	川西市	愛媛県	四国中央市	宮崎県	玖珠町		
	蓬田村		野田市		箕輪町		小野市		愛南町		延岡市		
	外ヶ浜町		君津市		飯島町		三田市		室戸市		えびの市		
	西目屋村		浦安市		中川村		丹波篠山市		安芸市		高鍋町		
	藤崎町		袖ヶ浦市		松川町		養父市		須崎市		都農町		
	大鰐町		中央区		大垣市		丹波市		四万十市		門川町		
	田舎館村		文京区		恵那市		宍粟市		香南市		美郷町		
板柳町	品川区	美濃加茂市	たつの市	奈半利町	木城町								
岩手県	釜石市	目黒区	郡上市	桜井市	高知県	北川村	鹿児島県	鹿児島市					
宮城県	東松島市	杉並区	海津市	生駒市	奈良県	馬路村		鹿屋市					
	富谷市	練馬区	神戸町	宇陀市		いちき串木野市							
	大河原町	葛飾区	安八町	田原本町		志布志市							
秋田県	鹿角市	江戸川区	坂祝町	高取町		和歌山県		仁淀川町	中種子町				
	にかほ市	三鷹市	静岡市	明日香村				佐川町	大和村				
	井川町	青梅市	浜松市	王寺町				越知町	宇検村				
山形県	大湯村	町田市	富士市	吉野町			鳥取県	日高村	和治町				
	鶴岡市	小金井市	焼津市	大淀町	島根県			四万十町	知名町				
	酒田市	小平市	麻枝市	下市町				岡山県	北九州市	沖繩市			
天童市	国立市	御殿場市	橋本市	福岡県					福岡市	うるま市			
遊佐町	福生市	伊豆市	八頭町			佐賀県			飯塚市				
会津若松市	多摩市	長泉町	湯梨浜町						長崎県	筑後市			
福島県	郡山市	平塚市	小山町							琴浦町	熊本県	大川市	
	いわき市	厚木市	吉田町				日吉津村			小郡市			
	喜多方市	新潟市	名古屋市		益田市		宗像市						
	川俣町	三条市	豊橋市		倉敷市		古賀市						
	只見町	柏崎市	一宮市	笠岡市	うきは市								
	三春町	見附市	蒲郡市	総社市	大刀洗町								
	楡葉町	村上市	犬山市	矢掛町	上峰町								
栃木県	日光市	関川村	小牧市	西粟倉村	岡山県	西栗倉村	佐賀県	上峰町					
	小山市	高岡市	阿久比町	美咲町		広島県		美咲町	長崎市				
	那須塩原市	射水市	鈴鹿市	広島市				山口県	長崎市	佐世保市			
	さくら市	白山市	紀宝町	竹原市					徳島県	平戸市	五島市		
	那須烏山市	野々市市	大津市	尾道市						熊本県	西海市	西海市	
	下野市	勝山市	近江八幡市	福山市							徳島県	佐々町	佐々町
	上三川町	鯖江市	粟東市	大竹市								徳島県	山鹿市
芳賀町	美浜町	湖南市	府中町	徳島県	菊池市		菊池市						
壬生町	高根沢町	東近江市	坂町		徳島県	宇土市	宇土市						
高根沢町	那珂川町	豊郷町	下関市			徳島県	宇城市	宇城市					
那珂川町	桐生市	京都市	山口市				徳島県	天草市	天草市				
桐生市	東吾妻町	福知山市	美祢市					徳島県	合志市	合志市			
明和町	明和町	舞鶴市	徳島県						菊陽町	菊陽町			
千代田町	千代田町	亀岡市							徳島県	西原村	西原村		
		京丹後市		徳島県						御船町	御船町		
		精華町			徳島県					嘉島町	嘉島町		
						徳島県				山都町	山都町		
							徳島県			相良村	相良村		